

補助対象システムの対象設備・費用と基準

③受注情報事前確認システム

項目	対象設備・費用	基準
開設費	<ul style="list-style-type: none"> システムの設計・開発費 	<ul style="list-style-type: none"> 個々の補助対象事業者に適した個別のシステムを設計・開発するために要する費用(自社開発も含む)
設備費	<ul style="list-style-type: none"> 処理ソフトウェア サーバー 	<ul style="list-style-type: none"> 発荷主の受注情報について、トラック事業者と事前に共有するための専用のソフトウェア又はサーバーであること
	<ul style="list-style-type: none"> 荷札リーダー/ライター装置 (ハンディターミナル、フォークリフト用タグ検出装置、タグ検出ゲート、QR・バーコードラベルプリンタ等) 	<ul style="list-style-type: none"> 電子荷札の情報の読み取り又は書き込み、又はバーコードラベル等の印刷された荷札の情報の読み取り又は印刷を行う専用の装置であること
	<ul style="list-style-type: none"> 構内通信装置 (無線LAN通信装置、特定小電力無線通信装置等) 	<ul style="list-style-type: none"> 荷札リーダー/ライター装置等との情報の送受信専用の装置であること
諸経費	<ul style="list-style-type: none"> ソフトウェア・システム利用費 	<ul style="list-style-type: none"> ソフトウェアやシステムの利用にあたり、事業期間中に発生かつ支払完了する経費(但し、導入開始日から令和4年12月31日までの期間とする)であること 月の途中からソフトウェアやシステムの利用費を支払う場合であって、利用費が日割りされている場合は、当該日割り分の経費
	<ul style="list-style-type: none"> 導入関連経費 	<ul style="list-style-type: none"> システム導入時にかかる設備の取り付け費、ソフトウェアや設備の調整、システム使用方法の指導・研修費、初期登録料 等であること